財 政 金 融 委員会)

銀 行 等 の 株 式 等 の 保 有 の 制 限 等に 関 する法 律 の — 部 を 改正する法 律 案 衆第一 号)(衆 議 院 提

出

本 法 律 案 は、 銀 行等をめぐる経 済 情 勢 の 変化. を踏 まえ、 銀 行 等 の 業 務 の 健 全 な 運 営 を 確 保 する た め、 銀 行

等 保 有 株 式 取 得 機 構 に ょ る 株 式 の 買 取 1) 等 の 業 務 の 期 限 の 延 長 を 行うとともに、 銀 行 等 以 外 の 会 社 か 5 の 株

式 の 買 取 IJ に 関 す る 制 度 の 新 設 等 の 措 置 を 講 ず る も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ る。

現 行 法 广 平 成 + 凣 年 九 月三十 日 までとされ て L١ る 銀 行 等 保 有 株 式 取 得 機 構 が 行う株 式 の 買 取 IJ 等 の

限 を、 平 成二十四 年三月三十一日 ま で 延 長 ずる。

事 業 却することを可能とし、 法 人か 5 の 株式 の 買 取 ij に つ 11 て、 新 たに 事 業法人から先行 して銀行 株式を銀 行等保 有 株式取得 機

構

に

売

そ

の

買

取

IJ

期

間

を

平

成二十四年三月三十一日までとする。

Ξ 現 行 法上、 平成二十九年三月三十一日までとされてい る 銀 行等保有株式 取 得 機 構 が 買 ١١ 取っ た株式 の処

分 の 期 限 を、 平成三十四年三月三十一日 まで延長する。

四 こ の 法 復は、 公布の日から起算して二月を超えない 範 进 内に おい て政令で定める日から施行する。

期